

2022 年度

第 49 回 福祉住環境コーディネーター
検定試験[®]

1 級・前半
(多肢選択式)

【制限時間 90分】

第1問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

福祉住環境コーディネーター1級の目標と役割などに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 福祉住環境コーディネーター3級および2級に求められているのは、地域における生活者として福祉住環境整備の必要性を理解し、家族や隣人などにニーズが発生した場合に問題と課題を整理する力である。福祉住環境コーディネーター1級には、それに加えて、高齢者や障害者に対する個別的な支援が必要とされる連携のコーディネート役を担う実務能力まで求められている。
- (b) 高齢者の自立した在宅生活を支援する社会資源は多種多様である。福祉住環境コーディネーター1級としては、社会資源を地域のなかで充実させていく一翼を担うことや、不足している資源に関して新たな開発に尽力することまでは求められてはいないが、限られた資源を有効に活用し、その効果を確認・評価する役割が求められている。
- (c) 福祉住環境コーディネーター1級は、3級および2級の福祉住環境コーディネーターに対して助言・指導を行い、その活動をリードする自覚をもつ必要がある。このため、住宅改修等の事例検討・研究会や現任研修会、あるいは個別指導の場における後進への指導も必要な役割となる。
- (d) 福祉住環境コーディネーターは、いわゆる法律で定められた「名称独占」資格であり、検定試験の合格者のみが福祉住環境コーディネーターを名乗ることができる。検定試験創設から20年以上の歴史をもつことから、福祉住環境コーディネーターには「名称独占」資格取得者として専門性への自覚と高い倫理性が求められる。

- ① (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
 ② (a)○ (b)× (c)○ (d)×
 ③ (a)× (b)× (c)○ (d)×
 ④ (a)× (b)○ (c)× (d)○

第1問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)に関する次の①~④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① SDGsとは「持続可能でよりよい世界をめざす」国際目標のことである。今世紀半ばまでに達成するために掲げた目標として、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2050アジェンダ」に記載されたものである。
- ② SDGsは環境問題への解決という側面が強いと捉えられることが多いが、極めて包括的な目標となっており、基本的な考え方として、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている点が、ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインと通じる理念であり、福祉住環境を考える上での基本とも共通する理念となっている。
- ③ SDGsは17の目標を掲げている。これらのうち、目標3(福祉と医療によりすべての人々の健康的な生活を確保すること)と目標11(包摂的、安全・強靱で持続可能な都市と居住環境を構築すること)は、福祉住環境に特に関連が深いといえる。
- ④ SDGsは日本でも積極的に取り組むべき目標としてあらゆる政策にかかわっている。内閣府は「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を2016(平成28)年12月に決定し、2019(令和元)年12月に一部改定し、この中で8つの「優先課題」を挙げているが、これは、日本として特に注力すべきものを示すべく、SDGsの優先課題を日本の文脈に即して再構成したものである。

第1問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

社会福祉施策の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 第二次世界大戦を経て制定された「日本国憲法」で、第25条に国民の最低限度の生活保障に対する国の責務が明記され、以降、さまざまな社会福祉制度が整備された。その制度体系の大枠を示した1950(昭和25)年の社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」は、社会福祉の目的達成には、施設の整備拡充が必要という考え方を提示している。
- ② 「社会福祉法」の前身である「社会福祉事業法」は1951(昭和26)年に制定された。制定当時には、社会福祉は社会福祉事業経営者や関係者のみによって進められるものという考え方が明確にあり、そのため「社会福祉事業法」のどこにも「地域社会」や「地域住民」という言葉は存在しない。
- ③ 2000(平成12)年5月、「社会福祉事業法」の改称・改正により「社会福祉法」が成立した。同法は、法の中に「地域福祉」という言葉が登場した初めての法律であり、福祉コミュニティづくりにかかわる重要な改正事項として、地域福祉を法定化したこと、地域住民を地域福祉の推進主体に位置づけたこと、の2点が挙げられる。
- ④ 「社会福祉法」の2018(平成30)年4月施行の改正では、地域福祉の推進の理念を実現するため、市町村の責務として、従来は策定が任意だった市町村地域福祉計画の策定が法的義務化された。また、地域住民が地域福祉活動に参加しやすい環境整備に取り組むことも併せて法的義務化された。

第1問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

福祉コミュニティづくりの多様な主体に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 高齢者が集まる場として、デイサービスが参加者を要介護者に限定した「サービス提供の場」であるのに対して、老人福祉センターや社会福祉協議会が提供する「ふれあい・いきいきサロン」は、専門スタッフによる「場や設備の提供」という特徴を有している。
- ② 「社会福祉法」では、福祉サービス利用援助事業や運営適正化委員会の運営等を社会福祉協議会の事業に位置づけることで、福祉サービス利用者の保護、利用者の立場に立った社会福祉の推進という社会福祉協議会の役割が明確にされている。
- ③ 「社会福祉法」でいう社会福祉施設とは、特別養護老人ホームや児童養護施設などのように、24時間をそこで過ごす入所型施設を指し、自宅で生活しながら昼間だけ通うデイサービスセンターのような通所型施設や、一定要件を満たしている人であればいつでも自由に利用できる老人福祉センターや点字図書館のような利用型施設は含んでいない。
- ④ 「赤い羽根」をシンボルとする共同募金は、毎年10月1日から12月31日までの3か月間、各都道府県単位にある共同募金会が主体となって行われる計画的な募金活動であり、都道府県内で募金を集め、その全額を日本赤十字社を通して地域赤十字奉仕団に配分することを原則としている。

第2問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

判断能力が不十分な人の権利擁護に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 法定後見制度は、ある時点で、すでに判断能力が一定以上低下している人の権利を守るために、四親等以内の親族や配偶者、市町村長などの申立に基づいて家庭裁判所が審判を行い、保護者の選定や、その保護者に付与する権限の内容などを決定する制度である。
- (b) 法定後見制度における保護者に与えられる権限は、保護を受ける本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3段階(類型)に分かれている。このうち、「後見」類型が保護を受ける本人の判断能力の低下がいちばん著しい状態であり、この場合において、保護者(成年後見人)は本人の同意を必要とせずに「日常生活に関する行為」まで代理権を行使できる。
- (c) 任意後見制度は、法定後見制度と並ぶ「民法」によって定められた成年後見制度であり、判断能力のある人が、将来、判断能力が低下したときに受けてみたい支援内容を自分で考え、それを実行してもらう契約を、自分で選んだ人との間で公正証書によって結んでおき、その後、実際に本人の判断能力が低下した段階で、あらかじめ頼まれていた人が後見人として正式に事務を開始する制度である。
- (d) 成年後見制度が本人に代わって後見人などが判断をして代理で法律行為を行うのに対し、都道府県社会福祉協議会および指定都市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業は、日常的な金銭管理や預貯金の出し入れに不安がある人などを対象にして、あくまでも本人の意向に沿って支援したり代行したりする事業である。

- ① (a)○ (b)× (c)○ (d)×
② (a)○ (b)× (c)× (d)○
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

第2問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

個人情報保護に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 個人情報の中でも、不当な差別や偏見、不利益な扱いが生じないように特に取り扱いに配慮が必要な情報を要配慮個人情報という。個人情報は、事後的に本人から請求があれば提供を停止することを条件にして個人情報保護委員会に届け出をすれば、あらかじめ本人の同意がなくても第三者に提供することが可能であるが、要配慮個人情報についてはそのような取り扱いは認められない。
- ② 「個人情報保護法」の対象になる個人情報取扱事業者は、あらかじめ公表や本人に通知していない目的のために個人情報を利用することはできない。この規定により、たとえば事故にあった本人の同意を得ることなく救急隊員に血液型や病歴を教えることなどもできないとされており、人の生命や身体、財産の保護の観点からは課題となっている。
- ③ 児童、障害者、高齢者の各分野には、それぞれ虐待の防止を目的とした法律があるが、それらの法律よりも「個人情報保護法」が優先される。そのため、個人情報保護法違反に問われることを気にして虐待の通報をためらうという事例が頻発し、社会問題となっている。
- ④ 「社会福祉士及び介護福祉士法」では社会福祉士および介護福祉士に守秘義務を課していないが、福祉や介護や医療などの専門のサービス提供分野では特に個人情報の慎重な取り扱いや秘密保持の徹底が当然に求められており、ボランティア団体や地域住民組織なども、事業のために個人情報を利用していれば「個人情報保護法」の適用対象になる。

第2問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

進行する高齢社会と高齢者の健康の実態に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切ものを1つ選びなさい。

- ① 国立長寿医療研究センターその他の大規模研究からは、日本の高齢者はこの25年間で継続的に身体機能が低下傾向にあり、いわば老化が進んでいることが報告されている。
- ② 平均寿命の長い女性では、何らかの介護を必要とするような不健康寿命が長く、いわゆる後期高齢者の期間が、生活機能の減弱が顕著となる期間となる可能性が大きい。女性におけるこのような不健康寿命の長期化の最大の原因は、筋骨格系での老化が(男性よりも)顕著であることにある。
- ③ 男女ともに不健康寿命を増大させる原因として老年症候群を挙げることができる。老年症候群とは元来、高齢者医療あるいは老年医学の領域で用いられた概念である。「日常生活動作(ADL)」を阻害し、日々の「生活の質(QOL)」を低下させるような状態をいい、必ずしも疾病というわけではない。
- ④ 地域で比較的健常に生活している高齢者においても、これまでのわが国のさまざまな調査研究から、容易に要介護状態あるいは不健康寿命の長期化を招く症候や障害が確実に存在することが明らかとなっている。これらは転倒、失禁、低栄養、生活機能低下、睡眠障害、うつ病、軽度認知障害(認知機能低下)など多項目にわたる。これらは老年症候群の範疇に入るものである。

第2問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

介護保険制度における介護予防ケアマネジメントに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) わが国では2000(平成12)年4月に施行された「介護保険法」によって「ケアマネジメント」が制度化されたが、2006年4月からの改正「介護保険法」によって「予防重視型システムへの転換」が図られ、新たに「地域支援事業」と「新予防給付」が創設されて「介護予防ケアマネジメント」が行われることとなった。
- (b) 2006年4月施行の改正「介護保険法」によって開始された介護予防事業は、2015(平成27)年4月施行の改正「介護保険法」によって、一次予防事業・二次予防事業として再編された。一次予防事業には介護予防普及啓発事業等が含まれ、二次予防事業には対象者の把握事業および通所型と訪問型の介護予防事業等が含まれている。
- (c) 介護予防ケアマネジメントの流れとして、介護予防ケアプラン原案を作成した後は、地域ケア会議を開催することになる。地域ケア会議の参加者は、利用者や家族、介護予防ケアプラン作成者、サービス事業担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者などである。
- (d) 2015年施行の改正「介護保険法」において、新しい事業の一つとして生活支援・介護予防サービスの体制整備と充実が挙げられている。これは生活支援や介護予防のサービスの充実を通して高齢者の社会参加を図り、社会的役割をもつことで生きがいや介護予防に資するものとされている。

- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×
④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

第3問 設問(1)

災害における要配慮者と防災対策に関する次の記述の【ア】～【エ】部分に下記の語群の中から最も適切な語句を1つずつ選びなさい。

「【ア】」では、要配慮者のうち、災害時に自力での避難が困難で支援が必要な人を避難行動要支援者と定義している。

防災については、個々人や各世帯単位での取り組み、「【ア】」に基づいて行政（国および地方自治体）が行う環境や体制の整備に加え、地域社会に期待される役割が大きいです。各地域には、地方自治体の支援の下、町内会・自治会が中心となって【イ】が結成されており、平常時には防災訓練、啓発、機材整備などを行い、災害時には初期対応、避難誘導、情報伝達などを行うこととなっている。

「【ア】」に基づき市町村が指定する【ウ】は、避難した住民が災害による被害の危険がなくなるまで滞在したり、家が被災して自宅に戻れない住民等が滞在したりする施設である。

【ウ】の環境改善に当たって参考になるのが【エ】である。【エ】はNGOや赤十字などが、災害や紛争等の被災者を支援する活動を行う者の守るべき理念や支援に当たっての最低限必要な要素や条件等をまとめたものである。内閣府では、【エ】について「参考にすべき国際基準」と位置づけている。

《語群》

- | | | | |
|--------------|---------------|-----------|----------|
| ①社会福祉法 | ②災害対策基本法 | ③地方自治法 | ④バリアフリー法 |
| ⑤消防団 | ⑥自主防災組織 | ⑦防災ボランティア | ⑧赤十字奉仕団 |
| ⑨緊急避難場所 | ⑩指定避難所 | ⑪福祉避難場所 | ⑫防災センター |
| ⑬避難所運営ガイドライン | ⑭ISO/IECガイド71 | ⑮ICF | ⑯スフィア基準 |

第3問 設問(2)

福祉コミュニティづくりの多様な主体に関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【エ】の部分にあてはまる最も適切な語句を、①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 民生委員は、全員が自動的に児童委員であることが「【ア】」に定められており、民生委員の地域単位の集まりである民生委員協議会ごとに、その規模に応じて2~3人が主任児童委員として配置されている。

- ①社会福祉法 ②民生委員法 ③児童福祉法
④母子及び父子並びに寡婦福祉法(旧・母子福祉法)

(b) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、「目的」が一定の要件を満たすとともに、【イ】の社員、理事3人並びに監事1人以上の配置、年1回以上の総会開催、簿記の原則に従った適切な会計処理等を行うことで、NPO法人格の取得が可能となる。

- ①1人以上 ②3人以上 ③5人以上 ④10人以上

(c) 生活協同組合(生協)は、「消費生活協同組合法(生協法)」に根拠をもち、【ウ】を使命とする、一定の地域や職域の単位で結成される人と人との結合体である。

- ①消費生活の向上 ②地域社会への貢献 ③住民による互助活動
④組合員への最大奉仕

(d) 営利を追求することを目的として存在している企業も、社会の一員として役割を果たす責務もっている。企業の活動のうち、【エ】は、純粋な非営利活動ではなく、消費者や投資家等の利害関係者に説明責任を果たすというような企業の経済活動の一環としての活動も含むとされている。

- ①フィランソロピー ②メセナ ③CSR ④企業市民

第3問 設問(3)

高齢者の心身の衰弱や介護予防に関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【エ】の部分にあてはまる最も適切な語句を、①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 介護予防のスクリーニングに対しては、適切な介入が実施されなければならない。このときに必要なのが「介入」に対する評価である。測定に影響を及ぼす代表的な要因のうち、対象者が「介護予防」に参加していることがわかっており、そのことを知っているがために、よい結果を出そうと心がける効果のことを【ア】という。

- ①ホーソン効果 ②ローゼンソール効果 ③ランダム効果 ④クロスオーバー効果

(b) 高齢期の虚弱化である「フレイル」の実態を把握するためには、測定可能な変数によって操作的に定義しなければならない。Friedらによる最も有名な定義では、「体重減少」「身体活動の低下」「歩行速度の低下」「筋力低下」「【イ】」の5項目に対して虚弱を定義し、虚弱症状がない群と比較し、3つ以上の症状を有する場合には「フレイル」と判定され、その定義によって死亡率が上昇することを明らかにしている。

- ①記憶力の低下 ②口腔機能の低下 ③低栄養 ④疲労

(c) 【ウ】は、加齢に伴う骨や関節などの運動器障害により自立度が低下し、要支援あるいは要介護になる危険のある状態を示す用語である。

- ①ロコモティブシンドローム ②骨粗鬆症 ③変形性関節症 ④サルコペニア

(d) 認知症ではないが軽度な認知機能の低下を有する状態は、【エ】として知られ、認知症予防に重要な前駆状態として注目されている。【エ】の段階で適切な介入を実施することによって、残存する脳神経の賦活化を通じて認知機能を改善・維持する可能性が大きいと考えられる。

- ①PTSD ②BPSD ③MCI ④DLB

第4問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

認知症に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 厚生労働省研究班による全国8か所の精度の高い調査によれば、65歳以上高齢者の認知症有病率は15%である。これを2012(平成24)年時点の高齢者数3,079万人に当てはめると、認知症有病者数は実数で約462万人と推計される。また、2025年には認知症有病者数は約700万人に増加すると推計されている。
- ② 青年期までに得られたさまざまな高次の脳機能は、20歳を超えると徐々にその機能を失う過程が始まる。しかし、一方で結晶性知能、すなわち経験や思索、訓練によって獲得され蓄積されていく総合的な精神機能は、60歳以降も衰えないことが数々の研究から明らかとなっている。
- ③ 認知症の原因疾患は非常に多彩であるが、現在、わが国で認知症の原因として最も多いのはアルツハイマー型認知症であり、約60%と推定されている。
- ④ 認知症の症状として顕著な症状である妄想、幻覚、不安、焦燥、せん妄、睡眠障害、多弁、多動、依存、異食、過食、徘徊、不潔、暴力、暴言などの行動的な障害のことを中核症状という。こうした中核症状にともない発生する抽象思考の障害、判断の障害、失行、失認、失語、実行機能障害などの認知障害のことを周辺症状という。

第4問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

認知症に対する施策などに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 2015(平成27)年1月に「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~」が策定された。この新オレンジプランは、厚生労働省と財務省が共同して作成したものであり、国家戦略として2省庁間で横断的に認知症施策に取り組むこととなったことが特徴として挙げられる。
- (b) 2019(令和元)年6月に国は「認知症施策推進大綱」を公表した。この大綱では、認知症予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組みを促すとして、結果として「70歳代での発症を10年間で1歳遅らせる」ことを目標として設定している。
- (c) 認知症高齢者に対する地域ケアに関する制度的取組みの代表的なものに「地域密着型サービス」がある。地域密着型サービスは、市町村を中心とした新たなサービス体系として創設されたものであり、サービス事業者の指定・指導監督は、都道府県ではなく市町村が担う。このサービスは、原則として事業所のある市町村の住民のみが利用することとされている。
- (d) 認知症関連の地域資源ネットワーク化が進められる中で、認知症高齢者本人や家族に対する地域全体での継続的な支援を目的とし、認知症について正しい知識をもち、地域や職域で認知症の人や家族を見守り支援する「認知症地域支援推進員」の養成が推進されている。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
 ② (a)× (b)× (c)× (d)○
 ③ (a)○ (b)× (c)○ (d)×
 ④ (a)○ (b)○ (c)× (d)○

第4問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

障害者に関連する法律に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 2011(平成23)年8月に「障害者基本法」の改正があり、障害者の範囲については、発達障害や難病等に起因する障害が含まれることから「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害」とされた。
- ② 児童、高齢者の分野に続いて障害者の分野でも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が2011(平成23)年に制定された(2012(平成24)年10月施行)。この法律では、学校、保育所、医療機関の管理者に、虐待防止の措置をとることまで義務づけていないが、通報の対象としている。
- ③ 2013(平成25)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定された(2016(平成28)年4月施行)。これにより、障害者の人権保障に関する国内法が整備され、国は国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を2014(平成26)年1月に批准し、条約が発効した。
- ④ 2014(平成26)年に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」により、難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するための対策として、その費用に消費税の収入を充てることができるようにされた。

第4問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」の成立までの流れに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 2003(平成15)年、障害者福祉サービスの利用方法について、従来の措置制度が変更され、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者みずからがサービスを選択して事業者と対等な関係に基づく契約によりサービスを利用する支援費制度が施行された。
- (b) 2005(平成17)年、「障害者自立支援法」が成立した(2006(平成18)年施行)が、この法律の特徴の一つとして、それまで一括りにされていた障害施策を、身体障害、知的障害、精神障害の3分野に分けて体系化したことが挙げられる。同法は、成立当初から利用者負担や障害区分などについて、いくつもの問題点が指摘されていた。
- (c) 「障害者自立支援法」は、2012(平成24)年6月に「障害者総合支援法」に改正され、2013(平成25)年4月から施行された。「障害者総合支援法」では、「障害者自立支援法」からの見直しとして、障害者の範囲に難病患者等が加えられている。
- (d) 「障害者総合支援法」が規定する障害者には、障害者手帳をもたない発達障害者は含まれない。発達障害者に対する支援は、「発達障害者支援法」において規定されており、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、就労支援、地域における生活支援、家族に対する支援などを効果的・継続的に一貫して行うこととされている。

- ① (a)× (b)○ (c)× (d)○
② (a)× (b)○ (c)× (d)×
③ (a)○ (b)× (c)○ (d)○
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

第5問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」のサービスに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対しては、まず事前の面接調査を基に障害程度区分の一次判定(コンピュータ判定)が行われる。続いて市町村審査会において、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分での二次判定が行われ、最終的に市町村がサービスを決定する。
- ② 「障害者総合支援法」によるサービスである「自立支援給付」のうち、「自立支援医療費」は、従来の更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担を再編したものである。自立支援医療費の支給の認定を受けた人が指定自立支援医療機関を受診した際に支給がある。
- ③ 「障害者総合支援法」によるサービスである「自立支援給付」のうち、「補装具費」は、障害の状態から補装具の購入や修理が必要と市町村が認めたときに支給される。補装具は、購入を原則としているが、「貸与」が適切と考えられる場合に限り、「貸与」も補装具費の支給の対象となっている。
- ④ 「障害者総合支援法」によるサービスである「地域生活支援事業」のうち、市町村が必ず行う事業(市町村必須事業)には、理解促進研修・啓発事業や相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業などがある。これらの事業については、市町村で必ず行う事業であるが、事業者へ委託することは可能である。

第5問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

障害者ケアに関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 今日までの精神保健福祉行政は、都道府県と保健所を中心に行われてきたが、入院医療中心の施策から社会復帰や福祉施策にその幅が広がるにつれて、身近な市町村の役割が大きくなってきており、市町村では、「精神保健福祉法」に基づき「精神保健福祉センター」を設置している。
- ② 2021（令和3）年6月、「障害者差別解消法」の改正法が公布された。公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される。これにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定することについて、国と地方公共団体等には法的義務が、民間事業者には努力義務が課させられることになった。
- ③ 障害者と事業者が雇用契約を結び働く「一般就労」においては、「障害者雇用促進法」により障害者雇用率制度が設けられており、一般の民間企業主は法定雇用率以上の数を雇用しなければならないと義務づけられている。
- ④ 障害者雇用の相談・支援機関として、各都道府県には「障害者就業・生活支援センター」が設置され、職業カウンセラーなどの専門職を擁し、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業適応援助などの支援を行っている。また、「地域障害者職業センター」には就労支援ワーカーと生活支援ワーカーが配属され、働くための支援と働き続けるための就業面と生活面の一体的な相談・支援を行っている。

第5問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

ユニバーサルデザインに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) アメリカのノースカロライナ州ユニバーサルデザインセンターによる「ユニバーサルデザインの7原則」では、ユニバーサルデザインに求められる条件として7項目が挙げられている。そのうち「公平性」とは、すべてのユーザーが等しく利用できることであり、空間やものの利用で利用者を区別したり、差別しないことをいう。
- (b) 「ユニバーサルデザイン」に代わって、アメリカやヨーロッパでは、しばしば「バリアフリーデザイン」「アクセシブルデザイン」「ヒューマン・センタード・デザイン」「インクルーシブ・デザイン」などの用語が用いられる。表現の違いはあっても、意味するところはいずれも同じである。
- (c) 下図は「国際シンボルマーク」といい、1969（昭和44）年に国際リハビリテーション協会が定めたものである。一般の人が使用できない障害者（車椅子使用者等）専用の施設・設備であることを意味し、マークを使用するためには、障害のある人が使いやすいよう一定の基準を満たしていることが必要である。

【図】



- (d) 日本における福祉のまちづくりは、その原点を、国土交通省が取りまとめた「ユニバーサルデザイン政策大綱」（2005（平成17）年）にさかのぼることができる。わが国の福祉のまちづくりは、大綱の策定とそれに基づく法整備から始まったもので、国のイニシアチブに応える形で仙台市などの市民運動へと広がった。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)○
 ② (a)○ (b)× (c)× (d)×
 ③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
 ④ (a)○ (b)× (c)○ (d)×

第5問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」によるバリアフリー基本構想に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「バリアフリー法」において市町村は、国の基本方針で設定されたバリアフリー化の数値目標を達成するため、バリアフリー基本構想を策定するよう努めることとされている。これは、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する際の基本となる構想で、市町村は、地域の実情に応じて可能な限り具体的かつ明確な整備目標を設定する。
- ② バリアフリー基本構想の作成にあたっては、協議会を設置することが「バリアフリー法」で義務づけられている。協議会は、計画段階から高齢者や障害者などの参加の促進を図るため、作成に関するまち歩き点検や事業者との協議を行う。このように、基本構想は、必ず事業者と住民の協議を経たうえで決められるため、事業者に対し強い拘束力をもつ。
- ③ バリアフリー基本構想では、バリアフリー化を重点的に実施する重点整備地区を設定することになっており、市町村は、地域の実情に応じてバリアフリー化すべきエリアを一定の条件の下に独自に設定することができる。駅周辺だけでなく、旅客施設を含まないエリア、生活関連施設が多く存在するエリアなどでも地区設定が可能である。
- ④ 「バリアフリー法」には、住民等が自主的に地域のバリアフリー基本構想を提案する住民提案制度が規定されている。福祉住環境コーディネーターの役割には、バリアフリー基本構想の住民提案をめざす地域住民や関係団体を積極的にサポートすることも挙げられる。

第6問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

「バリアフリー法」建築物移動等円滑化基準をベースにした施設整備の留意点に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 施設の敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段差が生じている場合に傾斜路を設けるときは、車椅子使用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。傾斜路の勾配は1/12以上とし、車椅子使用者の使い勝手を考慮して、緩やかになりすぎないよう一定の勾配を確保する必要がある。
- ② 施設のトイレについては、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車椅子使用者、オストメイトなど、だれもが利用しやすい便所を設けるものとする。一つの便房に多様な機能を併設することが望ましく、車椅子使用者用便房には、オストメイト対応水洗設備や乳児用設備を設置することが推奨される。
- ③ 施設の駐車場には、車椅子使用者等が利用できる駐車施設を整備する。車椅子使用者等が利用できる駐車施設は主要な出入口に最も近い場所に設け、施設の用途・規模によっては、多くの車椅子使用者が同時に複数の駐車施設を利用することを想定して可能な限り多くの施設数を確保する。
- ④ 劇場や競技場等の施設に客席を設ける場合、サイトラインに十分配慮して車椅子使用者用客席を整備する。サイトラインの先は、劇場等の舞台や競技場等の中央部とする。観客が立ち上がることが予想される場合は、車椅子使用者用客席の前列の人が立ち上がっても車椅子使用者が支障なく見える高さを確保するとよい。

第6問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

鉄道の施設・車両の整備に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 鉄道駅におけるプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間については、「公共交通移動等円滑化基準」等において、段差はできる限りなくすこと、隙間はできる限り小さいものであることと規定されている。具体的な数値としては、この基準において段差2cm・隙間5cm未満とすることが義務づけられている。
- (b) 鉄道駅のプラットフォームからの転落件数をみると、視覚障害者の占める割合は2~3%であり、一般利用者がその大半を占めている。視覚障害者の駅ホームからの転落件数は、2015(平成27)年度をピークに減少を続けているのに対し、一般利用者を含めた全利用者の転落件数は、2019(令和元)年度現在、なお大きく増加し続けている。
- (c) 駅のホームドアには、横開き式と昇降式がある。一般的な横開き式ホームドアは、ホームドア開口部と車両ドア開口部が一致するようになっている。一方、昇降式ホームドアは、ホームドア開口部が長く、車両ドア開口幅に一致しない。
- (d) 駅の視覚障害者誘導用ブロックの敷設について、かつて視覚障害者は安全性の観点から階段に誘導し、エスカレーターには誘導されなかった。しかし、さまざまな調査結果によりエスカレーターに対して視覚障害者誘導用ブロックを敷設することは何の問題もないこととされ、現在では、エスカレーターに誘導用ブロックが導入されることとなった。

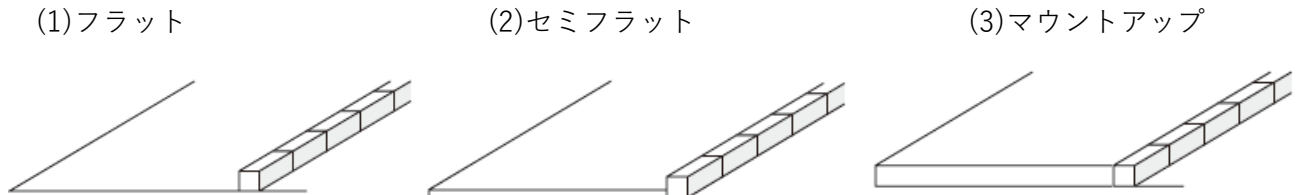
- ① (a)× (b)× (c)○ (d)○
 ② (a)○ (b)○ (c)× (d)×
 ③ (a)○ (b)× (c)× (d)○
 ④ (a)× (b)○ (c)○ (d)×

第6問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(一般財団法人国土技術研究センター)では、歩道構造形式として、(1)フラット、(2)セミフラット、(3)マウントアップの3種類を挙げている(下図)。これらに関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

【図】



- (a) 歩道等の縁石は車道端を明示する目的をもち、歩道や分離帯と車道との境界に沿って設けられる。車道等に対する縁石の高さは15cm以上で、最大25cmまで高くすることができ、必要に応じて5cmまで低くすることができる。
- (b) 歩道構造形式については、マウントアップ型による歩道整備を基本とする。その理由は、マウントアップ型は歩道等面が車道等面に対してより高い位置にあり、3つの構造形式のうち、安全面で高齢者や障害者等の歩行に最も適しているためである。
- (c) 乗合自動車停留所(バス停)を設ける歩道は、ノンステップバスへの車椅子使用者の乗降を考慮してフラット型を標準とする。その他の歩道構造形式では、車道等面との段差のため、車椅子使用者のバス乗降に支障が生ずる恐れがある。
- (d) セミフラット型の歩道構造形式は、民地の高さとの調整が困難な場合に用いられるもので、歩道等面の高さは民地の高さに合わせて5~25cmとする。セミフラット型は他の構造形式と比べて波打ちが発生しやすく、民地との関係において必要な場合のみ用いられる。

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)○
- ② (a)× (b)○ (c)○ (d)○
- ③ (a)× (b)○ (c)○ (d)×
- ④ (a)○ (b)× (c)× (d)×

第6問 設問(4)

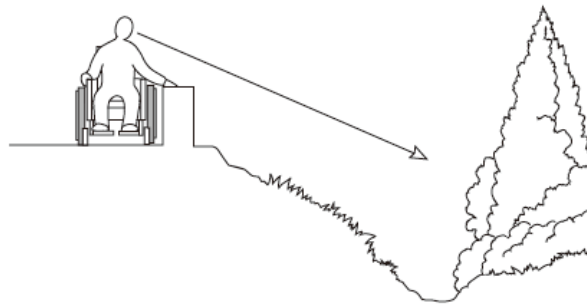
次の設問に答えなさい。

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(※)(以下、「ガイドライン」)による公園環境の整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

(※)国土交通省、2012(平成24)年

- ① 「ガイドライン」は、公園管理者が施設整備を行う際の考え方を示すものである。園路および広場、便所、水飲場などの施設(特定公園施設)のそれぞれについて満たすべき基準を定めており、この考え方を基本として施設整備を行うことが望ましいとしている。
- ② 「ガイドライン」では、対象を「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」としている。憩いの場としてすべての利用者に開かれているはずの公園も、移動に困難を感じる者にとってはバリアに満ち、アクセスは容易ではない。このような状況を背景に、ガイドラインは、対象者を上記のような弱者に限定している。
- ③ 「ガイドライン」では、園路および広場、便所、水飲場などの特定公園施設を結ぶ1以上の円滑な園路を備えることが規定されているが、ここで定める園路以外は柔軟に対応することができる。自然保護区域や日本庭園等、公園の魅力アップにつながる場所については、移動の円滑化にこだわらず、視覚的アクセス(下図)等ほかの方法を考えてもよい。

【図】



- ④ 園内の情報を適切に提供するためには、「情報の形」に注意する。これは、情報を必要とする人にとって、情報が理解できる形態であるかどうかということである。たとえば、車椅子利用者にとっては目線の高さ、視覚障害者にとっては読みやすい位置と形、弱視や遠視の人には文字の大きさ、色彩、明度差等、さまざまな配慮が必要である。

第7問 設問(1)

ユニバーサルデザインに関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【エ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 2006(平成18)年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、ユニバーサルデザインの考え方について、「『ユニバーサルデザイン』とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、【ア】全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう」と説明されている。

- ①障害をもたない ②高齢や障害を理由に日常生活に制約を受ける
③あらゆる条件にかかわらず ④最大限可能な範囲で

(b) ユニバーサルデザインが日本に伝わったのは1990年代後半である。1999(平成11)年、【イ】がユニバーサルデザイン室を設置すると、瞬く間に全国の地方公共団体がユニバーサルデザインに関心を示し、行政や企業が一斉にユニバーサルデザインの理解と啓発に取り組み始めた。

- ①内閣府 ②静岡県 ③仙台市 ④国内自動車メーカー

(c) 「ハートビル法」(※1)と「交通バリアフリー法」(※2)に対し、「バリアフリー法」では、対象施設として、公共交通機関、道路、都市公園、建築、路外駐車場など、日常生活で利用する施設や、ドア・ツー・ドアの円滑な移動手段である福祉タクシーが加わった。これらの新規事業の一部にはバリアフリー化が義務化され、既存の交通施設や建築物の改善については【ウ】。

- (※1)「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」
(※2)「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

- ①5年以内の改修が義務づけられた ②努力義務が課された
③利用者への合理的配慮が求められた ④対象とされない

(d) 「バリアフリー法」では、地方公共団体が「バリアフリー委任(付加)【エ】」を制定することによって、地域の実情に応じて、整備義務化すべき対象施設用途や規模の範囲を拡大し、特定施設を付加することができることとされている。これは、「建築基準法」と同等の義務化法令(建築確認法令)として運用される。

- ①条例 ②要綱 ③規則 ④ガイドライン

第7問 設問(2)

「バリアフリー法」建築物移動等円滑化基準をベースにした施設整備の留意点に関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【オ】部分にあてはまる最も適切な語句や数字を下記の①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 施設の屋内の廊下の幅は120cm以上とする。また、区間50m以内ごとに車椅子使用者の【ア】スペースを設け、スペースは【ア】に支障のない空間として140cm角以上とする。

- ①待避 ②駐車 ③転回 ④移乗

(b) 施設のトイレの操作系設備の配置は、すべての便房において原則としてJISの基準(JIS S 0026)に基づくものとする。これによれば、呼び出しボタンは、便器上面先端から【イ】へ約100~200mm、便器上方へ約400~550mmの位置に設置する。また、呼び出しボタンは【ウ】と水平の位置に設置するものとし、【ウ】との水平距離は約200~300mmとする。

- ①【イ】便器前方 【ウ】便器洗浄ボタン
 ②【イ】便器後方 【ウ】紙巻器
 ③【イ】便器前方 【ウ】紙巻器
 ④【イ】便器後方 【ウ】便器洗浄ボタン

(c) 施設に利用者の休憩もしくは宿泊に供する客室等を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できる客室を総客室の【エ】%以上整備する。それ以外の一般客室も、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、客室の出入り口や便所、浴室などの出入り口幅、段差解消、広さなど基本的なバリアフリー化を図ることが望ましい。

- ①1 ②10 ③50 ④75

(d) 施設に客席を設ける場合は、車椅子使用者用客席は、高齢者や障害者等が友人や家族とともに同伴して利用できるようペアで配置し、また、【オ】よう配慮する。

- ①一か所に集中させる ②各階層に分散させる
 ③高階層で観覧できる ④舞台や競技場等に近い位置に設ける

第7問 設問(3)

介護保険の対象となる高齢者住宅・施設に関する次の(a)~(d)の記述の【ア】~【オ】部分にあてはまる最も適切な語句を下記の①~④の中から1つ選びなさい。

(a) 特別養護老人ホームは、従来【ア】入所することができたが、入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護高齢者が多数いるとの理由から、2015(平成27)年度の法改正により入所制限が設けられ、同年4月からは原則として【イ】入所できなくなった。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①【ア】要支援・要介護認定を受けた人が | 【イ】要支援の人は |
| ②【ア】要介護1以上の人が | 【イ】要介護3以上の人しか |
| ③【ア】要介護1以上の人はずべて | 【イ】家族等の介護者がいる場合は |
| ④【ア】要介護3以上の人はずべて | 【イ】一定以上所得者は |

(b) 特別養護老人ホーム等の【ウ】は原則として全額自己負担となるが、市町村はその支払いが低所得者にとって負担とならないよう、施設入所者の年間所得金額によって【ウ】の負担の一部を軽減する補足給付という制度をとっている。2015(平成27)年8月からは、年間所得金額の要件とともに、資産要件も勘案して厳格化されることになった。

- | | | | |
|-------------------|------|---------|------|
| ①サービス費用の1割(2割、3割) | ②医療費 | ③居住費・食費 | ④消費税 |
|-------------------|------|---------|------|

(c) 「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者に対して提供される入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話といったサービスのことである。特定施設には介護付有料老人ホーム等があり、そこで提供される介護やリハビリテーションなどのサービスは【エ】サービスとして扱われ、介護保険の給付対象となる。

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| ①施設 | ②居宅 | ③医療 | ④保健 |
|-----|-----|-----|-----|

(d) 2006(平成18)年度の法改正で、地方公共団体が特定施設入居者生活介護などの指定を拒否できる「総量規制」が設けられた。「【オ】」で必要とされる特定施設入居者生活介護などのサービス見込み量(整備量)を定め、それを超える場合や計画の達成に支障が生じる恐れがある場合は、都道府県あるいは市町村が指定を拒否できる。

- | | |
|---------------|------------------|
| ①介護保険法 | ②有料老人ホーム設置運営指導指針 |
| ③介護保険事業(支援)計画 | ④地域福祉(支援)計画 |

第8問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

高齢者・要介護者向け住宅・施設の流に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① わが国では「長寿社会対応住宅設計指針」(※)により、住宅における高齢者向けの設計仕様が確立し、新しく建設される住宅については一定水準以上の質が確保されるようになった。しかし、指針は主として車椅子で使用する住宅としての基準を示したものであり、身体機能の著しく低下した人や要介護の人が生活するには、これに加えてさまざまな改修が必要となる。
(※) 建設省(現・国土交通省)、1995(平成7)年
- ② ハウスアダプテーションとは、居住後に改修を行ってバリアを取り除くのではなく、将来のからだの変化を見越してあらかじめバリアのない住宅を設計・施工することをいう。わが国では介護保険の制度の中でバリアフリー住宅の新築に対する補助が行われており、介護保険はハウスアダプテーションの考えを一般世帯に普及させる役割を担った。
- ③ 高齢期にはさまざまな身体、生活の変化が生じるため、ある一時期に適切な仕様をもつ住宅が確保されるだけでは、高齢者の生活を継続するためには不十分である。サービス付き高齢者向け住宅など、住宅の物理的整備に加えて、個別の必要に応じてケアサービスが提供されるようなシステムが求められている。
- ④ 高齢者介護施設の施設環境における最近の動向をおおまかに眺めると、総じて「住宅化」の傾向にあるといえる。一括収容施設的でないホームライクな生活環境の実現、また、個別性や利用者の主体性を尊重した個別ケアなどは、その表れである。

第8問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

高齢者住宅・施設の今後の展望に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① グループリビングにおいて、ケアワーカーと居住者との人間関係は、垂直の関係でもなければ、居住者間とまったく対等の水平の関係でもなく、適宜役割を変化させ、交換しながら柔軟な人間関係を実現させようとするものである。これにより、小集団に主体性・主観性をもった活動が生まれ、共に住み、かつ見守られながら暮らすという共同の生活集団が実現する。
- ② 居住施設は、あまり大集団による大規模施設になると、住宅とはかけはなれた存在となり、地域から浮いた存在となりやすい。たとえば、サテライト型特別養護老人ホームは、独立して小規模で介護単位を構成するため、より地域に溶け込む住宅的な建築環境として、入居者にとってなじみの空間となりやすく、また、少ない職員配置で安定したケア体制を築くことができる。
- ③ 従来の福祉施設整備の方法が、長らく建設補助金による整備であった時代は過去のものとなり、整備のための交付金などの柔軟な対応が考えられるようになってきている。既存の建物を改修して利用する転用や、汎用性のある空間を他の用途としての福祉施設に流用するという方法も実例として見られ、学校、オフィス、公共施設なども福祉施設に変わり得る地域の資源であるといえる。
- ④ 従来、宅老所として活動してきた事業所の中には、画一的な均一の機能にとどまらず、活動を始めた時期とは異なる機能を付加して変化してきたものも少なくない。たとえば当初は日中の通所だけに要介護者を預かっていたところが、そのうち泊まりたいという要請に応えるようになり、そのうち長期に居住するようになるなどの、利用者に応じた変化が見られる。

第8問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

高齢者住宅・施設の整備の変遷に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 戦後の高齢者住宅・施設の歴史は、1963(昭和38)年に制定された「老人福祉法」が一つの出発点になっている。もともと「生活保護法」に位置づけられていた高齢者のための「養老施設」がこの法律によって「老人ホーム」へと変化し、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの3種類が制度化されることとなった。
- (b) 1973(昭和48)年に改正「老人福祉法」が施行され、70歳以上の老人医療費の無料化が実施された。しかし、病院を施設代わりに長期間利用するような入院患者が急増して病床が不足するという事態も発生し、1982(昭和57)年に「老人保健法」が制定され、同法の施行により70歳以上の医療費無料制度は廃止された。
- (c) 「ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)」(1989(平成元年)年)は、具体的な数値目標を掲げて、1999(平成11)年度までの10年間に行うべき認知症対策を示した計画である。「認知症初期集中支援チーム」の設置、早期診断等を行う医療機関の整備などが掲げられ、認知症の人の地位向上へ向けて一つの道筋をつけた政策といえる。
- (d) 2000(平成12)年に介護保険制度が始まり、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホームなど的高齢者施設・住宅が介護保険の給付対象となった。これらの施設・住宅は、介護保険制度の下に位置づけられたことにより社会的認知が高まり、市場に営利法人が参入できるようになったこともあって、2000年以降急増する。

- ① (a)○ (b)○ (c)× (d)×
② (a)○ (b)× (c)× (d)×
③ (a)× (b)○ (c)○ (d)○
④ (a)× (b)× (c)○ (d)○

第8問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

高齢者施設の種類と機能に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)では、入浴・排せつ・食事・着替えなど日常生活における介護のほか、機能訓練、療養上の世話などのサービスが提供される。介護老人保健施設や介護療養病床(介護療養型医療施設)、介護医療院が医療的な色合いの強い施設であるのに対して、生活の場としての性格をもつ施設である。
- (b) 介護老人保健施設は、急性期の治療が終わり、病状が安定期にある患者や要介護者のための長期療養施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などが行われる。医療ケアを提供する施設であるため、職員として医師は常勤、看護師は常時配置されることになっている。
- (c) 養護老人ホームは、65歳以上で、経済的理由のほか、家族や住居の状況など現に置かれている環境の下では居宅で生活することが困難と認められた高齢者が入所し、日常生活上必要な支援や、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練などを受ける施設である。高所得者は対象外となり、寝たきりや重度認知症の高齢者は、本人や家族の希望で優先的に入所できる。
- (d) 有料老人ホームは、高齢者に対し、(1)入浴・排せつまたは食事の介護、(2)食事の提供、(3)洗濯・掃除等の家事、(4)健康管理の少なくとも一つのサービスを供与する施設をいう。従来、10人以上の高齢者を入所させることを要件としていたが、この要件は廃止され、現在は1人以上であればよいとされている。

- ① (a)× (b)○ (c)○ (d)×
 ② (a)○ (b)× (c)× (d)×
 ③ (a)× (b)○ (c)○ (d)○
 ④ (a)○ (b)× (c)× (d)○

第9問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

高齢者住宅・施設の種類と機能に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 軽費老人ホームは、60歳以上(夫婦の場合はどちらか一方が60歳以上)で、家庭環境や住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な人が無料または低額な料金で利用できる施設である。自炊を原則としているため費用が抑えられており、社会情勢を反映して近年は増加傾向にある。
- (b) 従来のケアハウスでは、身体が虚弱化した場合には、介護サービスが提供される特別養護老人ホームや有料老人ホームなどへ住み替えざるを得なかった。現在、サービス提供体制の整ったケアハウスは「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることができるようになっており、要介護状態になっても住み続けることができる。
- (c) 認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が少人数で共同生活をする施設である。「日常的な生活の場の創出」「日常生活の継続」に重点を置き、認知症の症状の緩和、生活の質の向上を図ることを目的としている点に特徴がある。そのため、職員の援助は共同作業が中心で、基本的に職員は入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話は行わない。
- (d) シルバーハウジングは、「シルバーハウジング・プロジェクト」によって供給される高齢者向けの公的賃貸住宅である。その特徴として、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の住宅と附帯施設を供給するだけでなく、居住する高齢者に対して生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスを提供する。

- ① (a)× (b)× (c)× (d)○
② (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)× (b)○ (c)× (d)○
④ (a)○ (b)× (c)○ (d)○

第9問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

サービス付き高齢者向け住宅については、2011(平成23)年より事業者による登録制度が実施されている。登録のための要件に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 各居住部分(住戸)については、必要な床面積や、住戸ごとに備えなければならない設備(台所、水洗トイレ、浴室等)が定められている。また、段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保などのバリアフリー構造が基本となるが、床面積が25㎡以下の住戸についてはその対象とはならない。
- (b) サービス面については、状況把握(安否確認)サービスと生活相談サービスを提供する。サービスの提供については、24時間、医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかが常駐して対応しなければならない。
- (c) 事業者が入居者から徴収できる金銭は、敷金、家賃、サービス費、家賃・サービス費の前払金を基本とし、このほか、事情に応じて、一般の賃貸住宅と同じように権利金、礼金、更新料を徴収することもできる。
- (d) 入居者が入院したことや、心身状況が変化したことなどを理由に、入居者の同意を得ずに、事業者から一方的に居住部分(住戸)の変更や契約解除を行うことはできない。

- ① (a)× (b)× (c)× (d)○
② (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)○ (b)○ (c)× (d)×
④ (a)× (b)× (c)○ (d)○

第9問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

サービス付き高齢者向け住宅の現状と今後の課題に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① サービス付き高齢者向け住宅は、地域包括ケアシステムの実現に向け、自立期でも要介護期でも安心して暮らせる住まいとしての役割を期待されており、その多くが生活利便性の高い市街地域に位置している。このため、いずれの地域でも供給が追いつかず、慢性的な入居待ちの状態が続いている。
- ② サービス付き高齢者向け住宅の建物は、5階建以上、また100戸以上がそれぞれ5割弱となっており、大規模なものが多数を占める。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の住戸面積は50㎡以上100㎡未満が約65%で、比較的ゆったりとスペースを取った住戸が多い。各居住部分に台所、トイレ、洗面設備、浴室、収納設備を完備した住戸が全体の8割を占める。
- ④ サービス付き高齢者向け住宅は、1つ以上の介護サービス事業所などを併設または隣接する住宅が4分の3を占める。これらの介護事業所による利用者の「囲い込み」や、必要量以上に介護保険サービスを利用させる「過剰サービス」などの問題も一部で指摘されている。

第9問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

住宅セーフティネット制度に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「住宅セーフティネット法」(※)では、法律の対象となる「住宅確保要配慮者」を定義して、低額所得者、被災者、高齢者、障害者などを挙げている。住宅確保要配慮者は法で定められ、変更には国における法改正が必要となるため、都道府県・市町村は、その範囲を狭めたり広げたりすることはできない。

(※)「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」

- ② 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度は、賃貸人(大家)が都道府県・政令市・中核市に登録を行うしくみである。賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)に登録し、都道府県等は登録された住宅の情報を住宅確保要配慮者などに広く提供する。
- ③ セーフティネット住宅の性格上、住宅の登録の際、住宅の賃貸人等(登録事業者)は、いかなる理由であれ、入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲を限定することはできない。このような場合、登録を受理した都道府県・政令市・中核市は、賃貸人等に報告徴収・指示・登録取り消し等の指導監督を行うことができる。
- ④ 住宅確保要配慮者専用の住宅に低額所得者が入居する場合、入居者(賃借人)は、家賃負担分について国と地方公共団体から低利で貸付を受けることができる。これにより、入居者は手持ちの資金がなくても安心して住居を確保することができる。

第10問 設問(1)

次の設問に答えなさい。

高齢者住宅・施設の住環境に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) 従来、介護施設では集団処遇によるケアが当然のように行われていたが、介護保険制度の導入とともに、「ユニットケア」の考え方が広がってきた。これは、入居者同士がなじみの関係を形成しやすく、自分らしさが保てる小規模なグループや生活空間の単位(ユニット)を適正規模にとらえ、介護サービスを提供する方法である。
- (b) 有料老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの居住系施設では、設備基準上も個室が前提であり、介護保険施設と比べると、比較的早くから入居者の個別ニーズに対応できる居住環境の整備に取り組んできたといえる。
- (c) 現在、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備については、ユニット型個室が基本とされている。多床室より居住費は高くなるもののユニット型個室へのニーズは高く、多床室のみで構成される介護老人福祉施設は既存のものだけで、近年は新設されていない。
- (d) 国は、介護保険施設についてユニット型施設の整備を推進してきたが、より高い居住性を求める声は大きく、2010(平成22)年9月に介護保険施設の基準省令を改正し、個室面積を「10.65㎡以上」から「13.2㎡以上」に引き上げた。

- ① (a)○ (b)× (c)× (d)×
 ② (a)× (b)○ (c)○ (d)○
 ③ (a)○ (b)○ (c)× (d)×
 ④ (a)× (b)× (c)○ (d)○

第10問 設問(2)

次の設問に答えなさい。

障害者向け住宅施策に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① 「心身障害者対策基本法」(現・障害者基本法)の制定(1970(昭和45)年)に伴い、公営住宅は1970年代以降、新設の住宅について、設計・設備の面で、障害や加齢等による身体機能の低下等に対応した高齢者や障害者に使用しやすい形態を標準仕様として供給している。たとえば、「段差の解消」「手すりの取り付け」「幅広い戸口」などである。
- ② 住宅金融支援機構における長期固定金利住宅ローン(フラット35)では、バリアフリータイプ住宅を建設する場合などに借入金利の優遇を行っている。この適用に際しては、床の段差解消、廊下・出入口幅の確保、浴室面積の確保、階段の寸法・形状、手すりの設置など高齢者等配慮対策等級3以上に適合する工事を行うことが義務づけられる。
- ③ 「生活福祉資金貸付制度」は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、低所得世帯や障害者世帯または高齢者世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために必要な経費を貸し付ける制度である。居住環境整備としては、住宅入居費・住宅資金などの貸し付けがある。
- ④ 「障害者総合支援法」の地域生活支援事業にかかる相談支援事業では、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を実施している。公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望する障害のある人に対して、不動産業者に対する物件あっせん依頼および家主等との入居契約手続等における入居支援や、居住後のサポート体制を調整する。

第10問 設問(3)

次の設問に答えなさい。

段差の解消に関する(a)~(d)の記述について、その内容が適切なものを○、不適切なものを×としたとき、正しい組み合わせを①~④の中から1つ選びなさい。

- (a) スロープは通常、水平距離(L)に対する高低差(H)の比(H/L)で床面の傾き具合を表す。建築現場ではしばしばスロープの勾配を角度で示す方法(スロープが底辺に対してなす角度)が使われる。たとえば、勾配1/15は角度で示すと5.7度、勾配1/12は4.8度、勾配1/10は3.8度であり、現場での打ち合わせの際の目安とする。
- (b) 「建築基準法」では、基礎部分の木造の構造部材を収めるスペースを確保するため、1階居室の木造床面は原則として直下の地面から450mm以上高くするように定められている。しかし、床下部分を鉄筋コンクリート造にすることによって、床面を下げるができる。
- (c) 床段差を解消する簡便な方法として、ミニスロープを設置する方法がある。ミニスロープは、両側の端部でつまずかないよう、端部もミニスロープ状に仕上げておく。また、表面で足を滑らせて使用するため、樹脂製や木製で滑りやすい加工が施してあるものがよい。
- (d) 引き戸の敷居周辺の段差解消には、フラットレールを床面に取り付ける方法と床面にV溝レールを埋め込む方法がある。フラットレールを床面に取り付ける場合は、平坦な床面に板状のフラットレールを固定するだけなので工事は容易である。V溝レールを埋め込む場合には、床仕上げ材との接合面にすきまが開かないよう施工に細かい配慮が必要である。

- ① (a)○ (b)× (c)○ (d)×
② (a)○ (b)○ (c)○ (d)×
③ (a)× (b)× (c)× (d)○
④ (a)× (b)○ (c)× (d)○

第10問 設問(4)

次の設問に答えなさい。

パーキンソン病と福祉住環境整備に関する次の①～④の記述の中で、その内容が最も不適切なものを1つ選びなさい。

- ① パーキンソン病の代表的な症状として、姿勢反射障害・歩行障害がある。姿勢反射障害とは、からだが傾いたときに反射的に姿勢を立て直すことができず、転びやすくなる症状である。歩行障害において、すくみ足が出ている場合は、介助バー付きのつえや、廊下や台所、部屋の出入り口などの床に20～30cm間隔でカラーテープを貼ると、第一歩が出しやすくなる。
- ② パーキンソン病における介護のポイントとして、介護者は、本人と共にADLやIADLを評価しながら、本人が自分でできることは自分でできるよう取り計らうことが大切である。介護は必要最小限にとどめ、着替えや食事などに時間がかかっても安易に手伝わずに見守り、待つ姿勢をとる。
- ③ パーキンソン病では、同時に複数の動作がしづらくなることがある。特にトイレでは複数の動作を同時に行う場面が多くなるため、立ち上がり動作やズボン・下着の上げ下げ時のバランス保持のため、便器の両側に手すりを付けたり、床には足の位置を示す目印を付けたりするとよい。
- ④ パーキンソン病に特有の姿勢異常として、体幹が前屈しかからだが傾いてくることが多い(ピサ症候群)。これは体幹のバランスを取るための正常な反射で、姿勢を整えようとするとかえって不安定になる。食事のときなども姿勢を整えず、肘かけの付いた椅子や車椅子の脇と背中にクッションを入れるなどして、前屈姿勢を保つほうが動作は楽になる。

第11問

次の設問について、内容が適切であれば○を、不適切であれば×を選びなさい。

設問（ 1 ）

脳血管障害は、1950（昭和 25）年から約 30 年間、わが国の死因別死亡率の第 1 位を占めていたが、最近では救命処置や治療薬の進歩により死亡率は低下し、第 4 位となっている。発症者数もまた低下しているが、死亡率の低下が発症者数の低下を上回っているため、脳血管障害は未だに多くの要介護者を生んでおり、要介護の原因の第 2 位となっている。

設問（ 2 ）

脊髄損傷の場合、損傷を受けた位置から、障害の状況と自立できるADLを予測することは難しい。たとえば、頸髄の上部が損傷されると、上肢・下肢とも障害される四肢麻痺、呼吸障害が起こり、ADLは全介助となることが多いが、上肢のみ、下肢のみの麻痺で、福祉用具を用いてADLは自立している人も少なくない。

設問（ 3 ）

加齢性難聴の特徴は、高い音域の聴力から徐々に低下することと、音の聞こえの低下よりもむしろ言葉が聞き取りにくくなることである。そのため、話している声は聞こえるが、何を言っているか聞き取れなかったり、別の言葉と聞き誤ったりする。

設問（ 4 ）

令和 3 年版高齢社会白書によると、1947（昭和22）～1949（昭和24）年生まれの「団塊の世代」がすべて75歳以上に達する2025（令和 7）年には、高齢化率が 5 割に達すると予測されている。

設問（ 5 ）

全国各地に配置されている民生委員は、2006（平成18）年度から「災害時一人も見逃さない運動」を展開していた。しかし、東日本大震災で56人の民生委員が亡くなったことを契機として、民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会では、「災害時一人も見逃さない運動」という呼称をやめ、あらためて日頃の地域づくりを重視した災害時要援護者支援活動を提唱、実施している。

設問（ 6 ）

認知症の予防に関する研究は国内外で著しく進歩している。近年世界各地で実施されている長期縦断疫学研究では、認知症の症状発現を規定する因子は、脳病変、脳の老化に加えて、脳を使う生活（運動、趣味、嗜好など）、あるいは食事（野菜や魚の摂取など）などの関与が大きいことが明らかにされつつある。

設問（ 7 ）

断面図は、建物を垂直に切り、切り口を横から見た姿を示す。福祉住環境コーディネーターによる活用例として、屋根の形状を把握して、増築した場合の屋根のかけ方を検討する際に用いる。

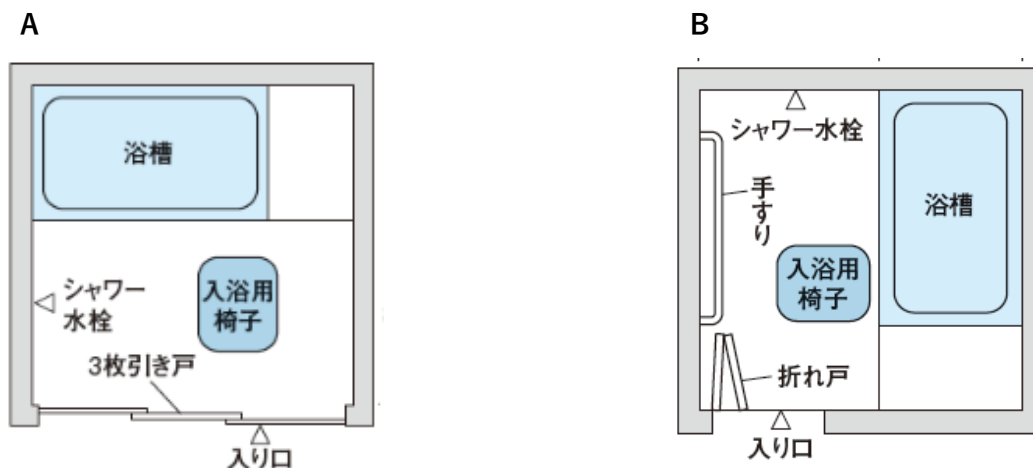
設問（ 8 ）

軸組構法による木造住宅では、廊下の有効寸法を拡げるために柱を移動することができる。軸組構法では、1本の柱を移動しても別の柱で荷重を支えられるよう設計されており、柱の移動後も補強を行わずに十分な耐震性能をもたせることができる。費用も比較的安価であるため、改修時にしばしば行われる方法である。

設問（ 9 ）

下図A・Bは、浴室内のレイアウトの例である。図Aのレイアウトは、図Bと比べると、スペースは同じでも、開口有効寸法を広く確保でき、車椅子や入浴用車椅子で通行しやすい。ただし、出入口からシャワー水栓に向かって歩く際、手すりをを用いることができない。

【図】



禁無断転載

※営利目的での使用は禁止します

設問 (10)

東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機にまとめられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、「心のバリアフリー」の実現がうたわれた。これは、十分な注目を受けてこなかった、知的障害者や精神障害者等への偏見や差別（バリア）をなくそうという呼びかけであり、「行動計画」では学校教育や企業等、地域における取り組みの推進を定めた。

設問 (11)

「バリアフリー法」による建築物のバリアフリー化の義務基準（建築物移動等円滑化基準）が適用されるのは、施設用途が学校や病院、劇場等で、原則として2,000㎡以上の特別特定建築物である。基本的には、新築建築物の不特定多数もしくは高齢者、障害者等が主として利用する建築物を指す。

設問 (12)

介護保険の給付対象となる高齢者住宅・施設のうち、利用者の平均要介護度は、介護療養型医療施設や介護医療院などの医療提供施設が高くなっている。また、住宅であるサービス付き高齢者向け住宅の利用者の平均要介護度も高く、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設よりも上位を占めている。